

潜水装置規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 37 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 37 号
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.2 登録検査

2.2.1 一般*

-5.として次の 1 項を加える。

-5. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.2.2 提出図面及び資料

-2.(9)を-2.(10)と改め、-2.(9)として次の 1 号を加える。

-2. 登録検査を受けようとする潜水装置については、前-1.に定める図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を参考用として提出しなければならない。

((1)から(8)は省略)

(9) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(9)10) その他本会が必要と認める図面及び資料

附 則

1. この規則は、2022 年 6 月 30 日から施行する。

潜水装置規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 24 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 24 号
潜水装置規則検査要領の一部を改正する達

「潜水装置規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.4 として次の 1 条を加える。

2.1.4 検査の準備等

規則 2.1.4-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 登録検査

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 一般

-1. 規則 2.2.1-1.にいう「本会が適当と認める試験及び検査の方法」とは, 通常の試験及び検査（以下, 本条において「検査」という。）において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

-2. 規則 2.2.1-5.の適用上, 規則 2.2.2-2.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は, 2022 年 6 月 30 日から施行する。